

団体の概要

(令和 7 年 1 月 10 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんこうせいかい 社会福祉法人公正会)
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	<p>〒245-0001 横浜市泉区池の谷 3901-1</p> <p>※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査（様式6 同意書による）に使用します)</p>
設立年月日	1988年 1月
沿革	<p>昭和 63 年 1 月 社会福祉法人公正会設立 同 年 8 月 特別養護老人ホーム希望苑 開所 (10 月ショートステイ、12 月デイサービス事業開始)</p> <p>平成 3 年 11 月 上飯田在宅支援サービスセンター横浜市運営委託第 1 号として開設</p> <p>平成 7 年 1 月 同サービスセンターを横浜市上飯田地域ケアプラザに名称変更</p> <p>平成 11 年 8 月 希望苑 特養、ショートステイ、デイサービス、居宅介護支援が 介護保険指定事業所となる</p> <p>同 年 12 月 上飯田地域ケアプラザ 居宅介護支援及びデイサービスが 介護保険指定事業所となる</p> <p>同 年 12 月 徘徊痴呆症高齢者一時保護事務取扱受託</p> <p>平成 20 年 8 月 のぞみ保育園 開園</p> <p>平成 25 年 12 月 かながわライフサポート事業を県社協より受託・業務開始</p> <p>平成 31 年 4 月 横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業（上飯田団地）受託</p> <p>令和元年 11 月 希望苑 優良介護サービス事業所としてかながわ認証ならびに かながわベスト介護セレクト 20 を受賞</p> <p>令和 4 年 11 月 希望苑 2 度目の かながわ認証ならびに かながわベスト介護セレクト 20 を受賞</p> <p>令和 5 年 5 月 収益事業を開始（駐車場の賃借）</p> <p>令和 5 年 11 月 上飯田地域ケアプラザ 横浜市社会福祉協議会会长顕彰 受賞</p> <p>令和 7 年 3 月 横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業（いちょう団地） 受託予定</p>

事業内容等	<p>社会福祉事業</p> <p>1) 第一種社会福祉事業の経営 特別養護老人ホーム希望苑の経営</p> <p>2) 第二種社会福祉事業の経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人デイサービス事業経営 ・老人短期入所事業経営 ・老人介護支援センター経営 ・生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品もしくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応じる事業 ・保育所の経営 ・保育所 一時預かり事業 <p>公益事業</p> <p>1) 居宅介護支援事業</p> <p>2) 地域包括支援センター事業</p> <p>3) 地域ケアプラザにおける地域活動・交流事業</p> <p>4) 生活支援体制整備事業</p> <p>5) 横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業</p> <p>収益事業</p> <p>1) 不動産賃借事業</p>		
財務状況 ※直近3か年の事業年度分	年度	令和3年度	令和4年度
	総収入	740,369,091	767,040,558
	総支出	737,227,604	765,586,012
	当期収支差額	3,141,487	1,454,546
	次期繰越収支差額	174,174,259	193,625,805
連絡担当者	<p>【所 属】 [REDACTED]</p> <p>【氏 名】 [REDACTED]</p> <p>【電 話】 [REDACTED]</p> <p>【F A X】 [REDACTED]</p> <p>【E-mail】 [REDACTED]</p>		
特記事項			

事 業 計 画 書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、地域福祉保健計画に基づき、地区別計画を策定・推進とともに、介護や医療をはじめとする専門的ケアと生活支援、介護予防等が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進する地域の中核的な拠点です。泉区地域福祉保健計画の基本理念である「互いに支え助け合う！誰もが安心して暮らせるまち泉」に基づき、上飯田地区、上飯田団地地区、いちょう団地地区で策定された地域福祉保健計画をもとに、地域住民が主体となって進める地域づくりを地域住民や関係機関と連携しながら進め、地域全体で支え合い、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指します。また、子どもや障害のある方、高齢者等、地域に暮らす全ての方々が、住み慣れた上飯田の町で、安心して自分らしい生活を人生の最後まで続けられるよう支援してまいります。

- ◆ 地域へ積極的にアウトリーチを行い、地域ニーズを把握・分析して、地域活動の活性化と互いに支え助け合うまちづくりに取り組みます。
- ◆ 地域の身近な相談場所として、「困ったことがあればケアプラザ」と地域の皆様に認識していただけるよう、多様化する地域課題や相談対応に、多職種で連携して取り組みます。
- ◆ さまざまな関係者が連携し、地域の方々が孤立せず安心して暮らせるよう、地域ネットワーク体制の拠点となるよう取り組みます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

【上飯田地区】

上飯田地区の魅力は南北に長く緑豊かな地域で、定住率が高く、人とのつながりが強い、ボランティア活動に多くの住民が参加している地域です。「みんな仲間のまち上飯田」を目指して地域の活動やお祭りなどが活発で、高齢者から子ども達まで幅広い世代の方々が一致団結して町を盛り上げています。

課題は南北に広いにも関わらず公共交通機関が乏しい地区であることです。交通の不便さから地域の活動に参加できない方が多数存在します。そうした方々への社会参加のために、泉区社協、近隣福祉施設と連携して地域での移動支援サービス体制の構築に力を入れてきました。今後も継続して体制を維持、向上していくよう取り組んでまいります。また、担い手の固定化も課題であり、担い手不足が懸念されています。ケアプラザと関りを持った方を地域の活動、およびその担い手となるよう結び付けていきます。

【いちょう団地地区】

いちょう団地地区の魅力は、48棟の県営住宅で構成された地域で、中国残留邦人とその家族、およびベトナムをはじめとする東南アジアなど外国籍の方も多く住んでおり多文化が共生する地域です。体操教室やサロン、脳トレ教室など多種多様な地域の活動が盛んであり、年一回のお祭りでは日本人だけでなく外国籍の方が多く参加しにぎわっています。

課題は高齢化率が高く（46%）外国籍世帯も団地人口の約3割を占めており（令和6年4月）、障がいのある方や生活保護世帯の方も多く、また8050問題、外国籍の介護の問題など複合的な福祉課題が挙げられます。また、近隣スーパーから遠い高齢者の方の買物難民という新たな課題も発生しました。この課題に対し地区社協と共に移動販売（買物難民への支援）を開始し、この活動を後方支援してきました。今後も関係機関と連携して継続支援して参ります。

外国籍の方においては外国人のコミュニティによる支え合い、民生委員の方やいちょう団地連合、いちょう地区社会福祉協議会などの地域の見守りが行われています。特に民生委員の方は外国籍の方や障がいのある方、一人で外出できない方などの情報を把握しているため、個人情報保護の範囲内でこうした地域の情報を各関係機関で共有し、国籍を超えた見守り体制の構築が課題です。ケアプラザとして、国籍を超えた地域のコミュニティの構築を目指し、関係機関を繋ぐためコーディネートに力を入れていきます。

また今年度3月より開始される LSA（生活援助員派遣事業）と連携により地域の実情に即した支援を行えるよう努めます。

【上飯田団地地区】

上飯田団地の魅力は、「上飯田暖地」の文言通り人と人とのつながりを大切にし、お互いに支え合っている暖かい地域です。連合自治会と地区社協が足並みそろえて活動を行っており、サロン運営や見守り活動などが活発です。

課題は高齢化率が67%以上（令和5年9月）と住民の半分以上が高齢者であり、また市営団地という特性上、障がいをもつた方や生活困窮など複合的な福祉課題の多い地区です。孤立死や8050問題など、福祉や医療の支援が必要な方も多く、住民一人一人を見守れるような取り組みが重要です。地域の見守り活動も、個人情報保護の観点から行政や各機関との連携が難しい側面もあります。見守り会議などの協議の場への出席、上飯田団地 LSA（生活援助員派遣事業）との日々の情報交換など、各関係機関の連携の仲介役として機能し、上飯田団地が人と人との輪を繋ぐ“暖かい”団地となるようより一層支援をしてまいります。

◆ 3 地区それぞれの魅力や課題を把握するためにも定期的に開催される会合への出席や常日頃からの相談だけでなく、積極的に地域に出向くことにより気軽に何でも話せる関係を作っていくます。連合自治会および地区社協、民児協をはじめとした地域のみなさまと共に地域全体の活性化に貢献します。“何か困ったことがあればケアプラザ”とすべての地域の皆様がイメージしてくださるような施設となるよう不断の努力をします。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

上飯田地域ケアプラザの担当地域は特に上飯田団地をはじめ横浜市の中でも高齢化率の高い地域です。一人暮らし高齢者世帯や老々介護世帯、障がい者世帯も多く、定期的に開催される関連機関・地域団体との情報交換の場に加え、日常的な関りの中でも連携をはかり情報の共有や、協力体制を構築していく必要があります。地域の皆様が可能な限り安心した生活を送れるように、必要に応じて警察や消防署、医療機関だけでなく、近隣の郵便局やコンビニ、スーパーなど生活に身近な機関とも連携を図っていきます。また、経済的に厳しい状況である方に関しては、生活困窮者自立支援制度へつなぎ、必要に応じて訪問や相談対応をしていきます。また、最近では障害の子どもを抱える高齢者の相談も増えているため、区の基幹相談支援センターとの情報交換やカンファレンスの開催・参加など連携・協働して取り組んで行きます。

他の地域ケアプラザとの連携においては、区域での課題を共有し、各所属の連絡会、共済事業などの取組を通して、連携して解決に取り組みます。

(4) 合築施設との連携について（下和泉地域ケアプラザのみ）

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

- 一、健全な経営
- 一、安心で信頼される施設運営
- 一、笑顔あふれる幸せな生活の実現
- 一、地域社会発展への貢献

上記を法人の基本理念とし、安全・安心なサービスの提供を目指します。法人、施設の信頼性を確保し、職員の適切な配置とキャリアパス制度を運用し、専門性のさらなる向上、資質・能力の向上に努め、健全な運営を図ります。

社会福祉法人公正会は、上飯田地域ケアプラザの他にも特別養護老人ホーム希望苑、のぞみ保育園、および上飯田団地内の一室をお借りして実施している横浜市高齢者用住宅等生活援助員派遣事業（LSA事業）を運営しております、本年3月には、いちょう団地内にもLSA事業を立ち上げます。

特別養護老人ホーム希望苑では、令和元年、令和4年と2度にわたり優良介護サービス事業所として「かながわ認証」をいただき、さらにサービスの質の向上や人材育成、処遇改善等に顕著な成果を上げた介護サービス事業所等に与えられる「かながわベスト介護セレクト20」にも選定され、表彰並びに報奨金を県知事から頂きました。近年は実習生も国際色豊かになり、留学生の受け入れも始めます。

上飯田地域ケアプラザは令和5年「横浜市社会福祉協議会会長顕彰」を受賞。30年以上地域福祉の推進に貢献し、その功績が顕著な団体として表彰されました。また公共性を保つための第三者評価を、上飯田地域ケアプラザは令和5年度、のぞみ保育園は令和6年度に行っております。

公益的な取り組みでは、かながわライフサポート事業に加え、地域ニーズに沿った取り組みとして希望苑では緑園地区社協主催の「ふれあいまつり」に男性職員による会場設営、物品運送、撤去、

模擬店出店で地域行事に参加。上飯田地域ケアプラザでは、上飯田エリアの中心となって近隣福祉施設と協働して、高齢者食事会、お祭りなどに法人デイサービスの送迎車両を利用して移送支援サービスを継続して実施しています。

また、制度のはざまで困窮している人の相談役として始まった生活援助員派遣事業も、開所より5年たち、上飯田団地住民から信頼される場所としてなくてはならない存在となっております。いちょう団地の新たな拠点も信頼し頼っていただける存在になるべく準備を進めて参ります。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

法人税、消費税等滞納しているものはございません。

財政状況につきましては、近年のコロナによる利用者減に対し、物価高騰人件費高騰、職員募集に関係する費用の増大などの要因で赤字にならないような経営を必死に守っているのが実状です。しかしながら、法人全体および各施設において評議員会・理事会・経営会議において事業計画及び事業報告、予算・決算その他重要事項について審議しておりますし、収益事業も開始しました。

今後、新しい事業も計画しております。現在の積立金を不用意な取り崩しにならないよう 今後も利用者増と節約に努め、安定した経営を目指してまいります。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

【所長予定者の配置について】

所長予定者には、施設管理者として必要な経験のある管理職もしくは、地域ケアプラザでの職務実績のある職員を配置します。

【必要な職員の確保、適正な配置について】

ケアプラザを適切に運営するためには、職員の定着率向上が不可欠であると考えます。必要な有資格者・経験者を適切に配置するためにも、法人全体で既存職員の質の向上に努め、ケアプラザ運営に必要とされる資格の取得支援をしていきます。

また、有給休暇取得推奨や介護や育児など、職員個々のワークライフバランスを配慮し、働きやすい職場環境を作ります。

現在、公正会で受託している上飯田地域ケアプラザの配属職員の勤続年数は、所長を含め平均10.4年に達しており、定着率も良いです。この長い勤続年数は、地域住民や関係機関との継続した

関係を保ち、地域に根ざしたサービスにつながっています。

職員の確保については、職場説明会への参加やハローワークへの求人掲載、自社ホームページでの情報発信、インターネット広告、新聞折り込み広告など、さまざまな媒体を活用して公募を行います。これにより、幅広い層からの応募を促進し、必要な有資格者・経験者を確保していきます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を發揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

【人材育成】

新任職員から役職職員まで、法人全体の人材育成計画および「求められる職員像」に基づき、個々の職員の課題や目標に応じた育成に取り組みます。定期的なスキルアップ研修や外部研修を積極的に活用し、日常業務におけるOJT（実務を通じた教育）を実施することで、実践的な知識と技術を習得させます。さらに、資格取得支援を行い、職員の専門性向上をサポートします。これにより、質の高いサービスを提供できる人材育成体制を構築します。

また、「地域ケアプラザ業務連携指針」をもとに、職員一人ひとりが地域ケアプラザの職員としての自覚を持ち、職員間の連携や役割分担を明確にすることで、地域課題に取り組めるよう育成します。

【研修計画について】

法人全体としては、年間研修計画に基づき、職員の経験年数に応じた基幹研修や課題別研修を実施します。

地域ケアプラザにおいては、「所内研修及び個人資質向上研修年間計画」を作成し、専門職として必要な知識や技術の向上に努めます。また、地域ケアプラザ職員向け研修を活用して積極的に職種や経験に応じた外部研修にも参加し、職員全体の資質向上に努めます。

研修参加費用・交通費は法人負担とし（取得資格内容により）研修受講時も出勤扱いとするなど、研修に参加しやすい環境を作ります。

（主な組織内研修）

- ・ハラスメント防止研修 　・接遇マナー研修 　・個人情報保護研修 　・人権権利擁護研修
- ・虐待及び身体拘束防止研修 　・感染症食中毒予防研修 　・業務継続計画（BCP）研修
- ・緊急時の対応研修 　・安全運転講習

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

当施設は横浜市のケアプラザ1号館として設立され、33年が経過しました。そのため、建物の老朽化が目立つ部分もあります。当施設は、乳幼児から障害のある方、高齢者まで、さまざまな地域の皆様にご利用いただいている施設です。安全・快適にご利用いただくために、設備の故障などご迷惑をおかけしないよう、職員が日常的に目視による点検や動作確認を行い、早期対応に努めます。また、12条法令点検等の規定に基づき、委託事業者による定期的な保守点検・整備も実施します。修繕や補修には優先度や緊急性を考慮し、必要に応じて区役所と連携を図りながら、施設の維持管理に努めます。

自分たちで可能な修繕は積極的に行うとともに、地域の方々のボランティア協力を得て、細かな部分の修繕をお願いしています。年末には当施設の貸館団体による大掃除などを通じて地域の方々とのつながりを深めるとともに、修繕コストの軽減も実現しています。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

ヒヤリハットや事事故例は速やかに共有し、事故防止対策委員会を中心に再発防止策を検討します。その結果を踏まえ、日常業務や手順、施設環境の見直しを行い、未然防止に取り組みます。また、事故や犯罪を未然に防止するため、建物内外や電気設備については、自主点検検査表を使用して毎日点検を実施します。

事件や事故が発生した場合は、「事故（急変）発生時対応マニュアル」に従い、ご利用者様の安全を確保し、被害を最小限にとどめるため、迅速かつ適切に対応します。また、区行政等の関係機関とも連携しながら対応します。

急病時の対応については、「緊急時対応マニュアル」を整備し、その内容を職員全員で共有します。これにより、利用者の安全を確保し、迅速かつ適切な対応を行います。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の収集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

泉区防災計画に基づき、発災時における福祉避難所の開設および運営訓練を地域の皆様と協力して実施します。発災時を想定し、役割分担や緊急連絡網を作成し、迅速な対応ができる体制を整備します。福祉避難所としての役割や運営、収集基準等については、定期的に研修を実施し、職員全員に周知徹底します。また、非常災害時の連絡ツールアプリを活用し、情報伝達や安否確認報告の訓練を定期的に行い、非常災害時に備えます。応急備蓄物資の準備や管理についても、区行政と情報を共有しながら適切に実施します。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・蔓延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

災害や感染症の流行など事業継続に支障をきたす状況においても、被害を最小限に抑え、できるだけ早く事業を再開できるよう「事業継続計画（BCP）」を策定し、定期的に研修や訓練を実施して災害等に備えます。また、水防法に基づき「避難確保計画」を策定し、水害や洪水時に迅速に対応できる体制を整えます。

消防避難訓練を年二回、洪水避難訓練を年一回実施します。また、年一回、第二住宅との合同で消防避難訓練を行い、水消火器による消火訓練やAEDを使用した心肺蘇生法などの訓練を、第二住宅自治会、住宅供給公社、当施設が一体となって取り組みます。

洪水避難訓練では、洪水ハザードマップ上で浸水が想定される当施設が浸水した場合を想定し、利用者様を安全に二階に避難させるため、車いすを使った階段昇降訓練を行います。また、近隣の境川の氾濫危険水位や雨量などの的確な情報を収集し、早期の避難判断を行うなど、迅速な対応ができる体制を整えます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域ケアプラザは公的な施設として、地域住民や団体の皆様の主体性と個別性を尊重し、自己選択・自己決定ができるよう、公正中立な立場で運営にあたります。

ご相談者に対して、介護保険サービス事業者やケアマネジャー選定時には、ハートページ等の事業所一覧を活用し、複数の選択肢を提示することで、事業所に偏りが生じないよう支援します。

また、食事サービスや福祉用具などのご相談に関しても、複数のサービス事業所のパンフレットを提示し、適切な情報提供を行います。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

年に一度の貸館団体、窓口利用者などにアンケートの実施やご意見箱を設置し、頂いたアンケート結果は振り返りシートにまとめ、“いつまで”に“何を改善するのか”を明記して利用者が見える場所に貼りだします。また、貸館団体の交流会を開催し、日ごろからの施設利用にあたり不便な点や改善点などのご意見をいただき、改善できる点は迅速に改善します。

当施設では苦情ご意見委員会を設置しています。ご意見箱への投函だけでなく、最近ではSNSを通じてご意見を頂くこともあります。様々なご意見に関して委員会で話し合い改善策を見つけて、職員全員に共有します。今後も迅速な対応を心掛け地域の皆様のニーズにこたえられるケアプラザを目指してまいります。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

当施設は個人情報保護法を遵守し、「個人情報保護マニュアル」に基づいて、適切な個人情報の管理を行います。施設内には「個人情報保護の基本方針」を掲示し、利用者に対して個人情報保護の遵守をお知らせするとともに、職員への意識向上を図ります。

個人情報を含む書類については、鍵のかかる書庫に保管し、パソコンにはパスワードを設定しています。また、電磁媒体（USB）の使用は中止し、クラウド保存を採用しています。個人情報を含む書類を持ち出す際には、必要最低限にとどめ、持ち出し管理簿を使用し、ダブルチェック体制で適切に管理します。

情報公開については、第三者評価を受け、情報公表制度を実施しています。法人の運営状況についても、ホームページに掲載し、広く公開して適切に取り組みます。

人権尊重に関しては、定期的な研修と啓発活動を実施し、職員全体の意識向上に取り組みます。また、「倫理規定」を施設内に掲示し、職員への意識付けと来所者への表明を行います。

「個人情報保護の基本方針」「情報開示」「倫理規定」については、ホームページにも掲載し、透明性を確保します。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

【環境への配慮】

ゴミの減量化と適切な分別、資源としてのリサイクルに引き続き取り組んでいきます。特にプラスチックごみの削減とその分別・リサイクルを推進し、脱炭素化の取り組みを進めます。また、リサイクルペーパーなどのエコ商品を積極的に活用します。

横浜市地球温暖化対策実行計画を推進するため、未使用時の部屋の消灯、エアコンの電源オフ、空調機の室内温度設定を夏は28度、冬は20度に保つなど、節電に努め、施設の省エネルギー化を促進します。

横浜市で実施している「おくすりシート リサイクルプログラム」に参加しています。当施設に回収ボックスを設置し、地域の方々から使用済みのおくすりシートを回収。これにより、脱炭素社会と循環型社会への実現に貢献しています。

【市内中小企業への優先発注】

業務委託や物品購入などの発注については、横浜市中小企業振興条例に基づき、中小企業への優先発注をしていきます。工事の発注や、物品などの調達を行う際に、市内の対象となる業者を選定します。

【男女共同参画の推進】

仕事と子育てや介護の両立ができる職場環境を整備し、ワークライフバランスを推進します。また、女性職員がさらに活躍できる環境づくりを進め、男性の育児休業取得を推奨するなど、男女問わず働きやすい職場を目指しています。

【障害者の雇用推進】

当法人は、障害者雇用の法定雇用率を達成していますが、今後も障害の有無に関わらず、全ての職員が明るく、楽しく、元気に働く職場づくりを目指します。就労支援センターなどと連携し、各施設での障害者雇用の推進に取り組んでいます。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

各貸館団体の通年の活動スケジュールを把握し、多くの団体が利用できるように年度初めに調整を行っています。新しい貸館団体が貸館登録を行った際に、既存の団体と活動スケジュールが重なった場合には、両団体代表とケアプラザの三者で話し合い、調整します。

貸館団体の年間スケジュールを把握し、貸室が空いている時間帯を表にして受付においておきます。また、地域の自治会や町内会館を拠点としている福祉保健団体の中には会場使用料を支払って活動している団体も存在します。こうした団体に働きかけ、活動場所として提供していきます。

ケアプラザ事業を自主化し、貸室団体として登録し稼働率向上に努めます。また、インスタグラムやホームページにて現役世代や若い世代に向けて事業やケアプラザからのお知らせなどの情報を周知し、こうしたSNSや電子媒体に触れる機会の少ない方に向けては、地域の掲示板や自治会の回覧などを通じて情報を提供していきます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

地域におけるよろず相談施設として、子育てから介護、障がいなどあらゆる相談を受け付ける体制を整えます。また、ケアプラザから遠い地域へは定期的に出張相談会を開催し、距離による情報の差をなくします。

必要に応じて区役所や区社協、警察、消防署、医療機関など、さまざまな関係機関と連携を図つ

ていきます。

最近では障がいの子どもを抱える高齢者の相談も増えているため、基幹相談支援センターとも連携し、必要であれば関係者とともにカンファレンスを開催し協働して取り組んでいきます。

地域で行われる高齢者サロンや子育てサロン、脳トレ教室などの活動に積極的に参加し、活動の情報を収集するとともに、ケアプラザの役割や取り組みについての情報提供を相互に行いながら課題やニーズなどを掘り起こしていきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

毎月 5 職種（所長を含むと 6 職種）会議を行い、各事業の展開、課題、地域の情報などを共有・連携して地域支援業務に取り組んでいきます。包括支援センターでは、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーの 3 職種で会議を行い、主に個別ケースに関して情報を共有し支援について検討します。

定例に開催するカンファレンスや地域の定例会、区社協や区で開催される打ち合わせや会議などの参加を通じて、地域の身近な相談場所として、ご意見・ご要望に応えながら関係するすべての人々とともに課題解決に向けて取り組んでいきます。

地区センターなどとも常日頃から情報交換を行い、共催での事業や地域のお祭りなどで協力体制を整えていきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

関連団体や関連機関との情報共有を通じて地域の状況や各団体の活動内容や課題を把握し共有します。こうした取り組みを通じて課題解決にむけての検討や具体的な企画づくりを連携して行なうなかで、関係する団体や個人に協力をお願いしながらネットワークの強化及び拡大に努めています。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

地域の皆様が住み慣れた地域で元気に暮らせるように区行政と連携し、地域包括ケアの推進や健康づくり、高齢者、障がい者の支援に取り組みます。

意向確認、情報共有の意味も含め、月1回は包括職員と区役所高齢障害支援課職員とで定例カンファレンスを行います。また地域ケア会議では、区職員（高齢障害、生活支援課など内容によって）に出席の依頼を行っていきます。

泉区地域包括ケア推進事業（泉区アクションプラン）における「移動に困難を抱える高齢者の外出機会確保に向けた取り組みの支援」を念頭に、区行政や社会福祉協議会、福祉施設（高齢者、障がい者、児童など）、企業等との密な連携のもと、上飯田町の移送支援サービス体制構築や移動販売継続維持に尽力します。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

泉区地域福祉保健計画に基づいて、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、地域住民や事業者、区行政など関連機関が福祉保健などの地域課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進める事を目標として取り組んでいきます。総合相談機能などを活かし、地域住民に合わせた助言やサポートを行い、課題を地区支援チームで共有し、課題解決やニーズに対応していきます。また、第5期泉区地域福祉保健計画の策定に向けてともに取り組んでいきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

当施設では、高齢者の方の活動（体操やレクリエーションなど）が多く、子ども達のクリスマス会や工作教室、お祭りやどんと焼きなどの伝統行事が盛んです。積極的に地域行事に溶け込み、こうした若い世代の方々と顔の見える関係を構築し、地域の皆様と共に新たな福祉保健活動を開発・実施していきます。

高齢者分野では、サロンや体操教室、ウォーキング、脳トレなど幅広く事業を展開し、地域の

皆様の様々な福祉ニーズに応えていけるよう取り組んでいきます。

子ども分野では、親子で参加できるサロン、地域のボランティア団体と共に親子料理教室を開催していきます。事業周知に関してはSNS（インスタグラム）で若い世代に向けて情報を発信しています。また、入園入学前の子育て世帯の方向けに、「上飯田地区限定 子育て支援情報一覧」冊子を年間500部刊行し、関係機関に配布しています

障害の分野では、自主事業に合わせて場所を提供し、近隣の障がい者支援施設に隔週でパン販売を開催していただいている。地域の福祉祭りや事業などでもご協力いただきながら、常日頃の関係作りを通して一人一人の障がい者の方を深く知り、何が必要で、何が課題なのかを明確にしていき、新たな福祉保健活動を開発・実施していきます。

講座や事業の終了後も、自主活動グループとして継続していけるよう、グループの立ち上げ・運営の方法等助言しながら支援していきます。また地域のニーズに応じて必要なサロン等グループ作りから始め、自主的に活動していけるように支援していきます。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

ケアプラザの案内ガイドを作成し、地域ケアプラザの役割や各事業の案内、各部屋の間取や設備などの情報を提供します。また、貸館空室状況を受付で把握し見やすいように表にしてまとめます。

各地区のお祭りや催しに参加する中で、ケアプラザの機能を周知し貸室利用を促します。

ケアプラザ事業を自主化し、福祉保健活動団体として登録し、利用を促します。

包括支援センターや居宅介護部門、通所介護部門など各担当部署より、関わりのある方や団体に向けて、必要に応じて貸館に関する情報提供を行い、全部署が一体となって貸館利用促進に取り組みます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

地域の様々な催しに参加し、直接顔を合わせ関わっていく中で、「この人ならやってくれるかもしれない」と思えたすべての人に直接ボランティアをお願いします。

定期的にシニアボランティアポイント登録説明会を開催し、シニア層のボランティア確保に努めます。

近隣の小学校や中学校と連携し、学生ボランティアを募ります。その際には既存のボランティアの方々と関わっていただきながら絆を深め、一度きりの活動とならぬよう交流を大切にしながら取り組みます。

住民一人ひとりが様々な形で地域活動に関われる風土を醸成するとともに、支援が必要な人であっても得意な事や出来る事を活かせるよう人材の発掘、育成、コーディネートに努めます。後継者不足を解消するために次世代にも目を向けて取り組んでいきます。

幅広い世代を対象とした自主事業を企画し、その中から地域活動に興味のある人材を発掘・育成・コーディネートをしていきます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

ボランティアや担い手の方を対象にサロン交流会や研修を開催し情報交換の場を設け、地域の活動団体の特徴や活動内容等の情報収集を行います。

地域で開催されているサロンや体操教室、脳トレ教室などに出向き、担い手、参加者、活動状況、課題を整理し記録にまとめます。その記録を5職種会議などの場で各部署と情報共有し、課題解決に向けて検討していきます。

また自主事業の参加者やボランティアなど、顔の見える関係が構築されている方々から直接、新たな担い手候補者の紹介や、こちらからも地域活動に興味のある方の紹介など、身近な地域の方との双方的な連携を行って確実な人材の確保に努めます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

各職種が把握した情報を五職種会議や日頃の業務を通して共有・分析し、協議体や地域ケア会議などの場を活用して解決に向けて検討します。総合相談やケアマネジャーからの相談を通して、地域の高齢者の生活上のニーズを把握します。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法及び多様な主体との連携方法について、具体的な取組を記載してください。

地域活動団体や福祉関係の団体に加え民間企業なども社会資源として情報収集し、地域資源リストにして所内で回覧できるようにします。泉サポートプロジェクトとして、担当圏域の福祉施設と連携・協力のもと事業を展開し、ケアマネジャーの研修会や連絡会にて地域住民やケアマネ

ジャーに発信していきます。

地域活動に協力していただけるよう各事業所に働きかけ、地域のニーズと事業所ができるこことをコーディネートし、地域の輪を広げていきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

区行政や社会福祉協議会、民生委員、連合役員、福祉施設、企業や商店などとともに、地域の課題解決に向けた取り組みを行います。その取り組みの過程で発生したニーズや課題をよりよくしていく方法を地域住民の方々を中心に、多種多様な団体と考えていきます。

- ・泉サポートプロジェクト上飯田連絡会（福祉施設、連合自治会、地区社協、区社協、等）
- ・いちょう団地買い物支援協議会（地区社協、連合自治会、企業、商店、福祉施設、等）
- ・上飯田暖地外出支援協議会（地区社協、区社協、福祉施設、等）

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

現在展開中の上飯田移送支援サービスや移動販売（出張販売含む）では、地区社協、連合自治会、民生委員を中心に実施され、協議体の場を通して課題や改善点を話し合い、発展させていきます。また地域ニーズと福祉施設や民間事業者のニーズを把握し、「お互いさま」な関係性が出来るようなマッチングを行います。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域で自分らしい生活が出来るよう状況を把握し、安心して相談できる体制を整えて支援します。各地区の特性を理解したうえで、相談内容に応じて情報提供を行っていきます。

ケアプラザに来られない場合は訪問し、地域のサロンなどにも積極的に出ていきます。南北に長い地域の特性上、出前講座や出張相談会を実施します。

見守り活動が活発な地域では民生委員や自治会役員の情報を共有し、必要に応じて同行訪問するなど連携を図っていきます。当法人で受託している上飯田団地・いちょう団地の生活援助員派遣事業（LSA）との連携も図ります。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域住民・地域の団体、企業、学校等向けの認知症サポーター養成講座をキャラバン・メイトと連携して実施し活動を支援します。多国籍の方がいる地域では言葉の問題もあるため、認知症に関する知識を家庭に持ち帰り親子で共有する機会ともなるように学校向けの講座では小学校から開催し認知症に対する正しい普及を行います。

一人暮らし世帯が多く近隣住民による早期発見が期待される中、認知症の正しい理解が必要なため、認知症予防講座・地域活動グループへの出前講座を通じて正しい理解・普及を行います。

介入や対応の難しいケースには初期集中支援チーム会議に事例を提出、検討し、チーム員と同行訪問などの対応をしていきます。

認知症家族の介護者支援では、介護負担軽減と情報交換、リフレッシュ、ピアサポートを目的として「介護者のつどい」を継続実施していきます。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

担当地区には高齢者のみ世帯、独居世帯、高齢の親と障がいのある子ども世帯が多いことから高齢者虐待防止、消費者被害防止、成年後見制度の活用に重点を置いて取り組みます。具体的にはケアプラザでの講座開催やケアプラザに来られない方のための出張講座の開催を通じて地域と連携して支援・啓発を行います。成年後見制度の活用においては、地域住民に成年後見制度を

理解し利用できるように講座を実施し情報提供します。エンディングノート普及・啓発のための講座を引き続き開催します。虐待事例に対しては区と支援方法を共有・役割分担をしながら対応します。高齢者を被害から守れるように早期発見・支援をスムーズに行うため研修会へ参加して権利擁護の理解を深めます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】

担当地区には、一人暮らしの高齢者や経済的な問題を抱えている方、障がいをお持ちの方、日本語がわからない方等、さまざまなサポートを必要とする方がいます。専門職による福祉や医療などの支援以外にも、地域での見守りなどのサポートが必要です。

地域での見守りや助け合いの活動が盛んであるという地域性を医療や福祉の専門職も理解し、介護サービスの導入によって、地域とのつながりが途切れてしまうことがないよう圏域での地域包括ケアシステムの構築を目指し、民生委員とケアマネジャーを中心に情報交換・意見交換の場をつくり、顔の見える関係を作ります。また、福祉や医療の支援を必要とする人が、質の高い支援を受けられる環境が維持できるよう、ケアマネジャーに向けた連絡会や研修を開催します。主題は医療連携、疾患に関すること、障がいに関すること、権利擁護、制度に関することなど、講義や意見交換、事例検討の形式などで行なっていきます。主題については、参加するケアマネジャーに関心事の確認をしていくことで、意向を反映していきます。

個別のケアマネジャー支援として、担当者会議への参加や同行訪問、制度や地域に関する情報の提供などを行います。

区と区内包括合同により、区内新任ケアマネジャー向けに研修を年1回の予定で行なっていきます。ケアマネフォンテ（泉区ケアマネ連絡会）の運営と研修会開催の後方支援を行います。

【在宅医療・介護連携推進事業】

横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた泉区行動指針に基づき、支援を必要とする一人暮らしの方、障がいをお持ちの方、日本語以外の言語で生活されている方など、多様な課題を抱える地域の特性を踏まえ、日頃から近隣の医療機関との連携を図り、救急搬送時に必要な医療情報を医療機関へ提供することで円滑な治療を受けられるようにします。また医療機関側から在宅生活に戻るための情報に基づいて、介護保険制度等の必要な手続きを支援することで、可能な限り住み慣れた地域で安心して医療や福祉の支援を受けながら療養生活を実現できるよう、ケアマネジャーの医療的な知識の向上を目指した研修会の実施や、医療機関とケアマネジャーの情報連携ツールの利用促進を図っています。

医療情報シートを毎年度更新し、居宅介護支援事業所に配布します。医療機関への連絡方法や受付時間帯を明確にします。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

担当地区では、さまざまな支援を必要とする方がいるため、単に介護保険のサービスだけでは解決が難しい相談が増えています。総合相談やケアマネジャーからの相談、介護サービス事業所の運営推進会議等であげられた課題を、地域住民や福祉・医療の専門職、消防署、警察、郵便局宅配サービス等さまざまな関係者に呼びかけ、みんなが暮らしやすくなるために社会資源の見直しや新たな社会資源、ネットワークの構築の場として、地域ケア会議の場を活用します。

地域ケア会議では、主題を多文化交流や高齢と障害者世帯、生活困窮、身寄りのない方への支援方法など地域の特性として上がりやすいものや、地域で創設された新たな取り組みにすることで、課題の発見や方策を検討していきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

介護予防支援事業所専任の介護支援専門員 2名態勢を維持して業務が円滑に遂行できるようにします。また内外の研修を積極的に受けて資質向上を図ります。

業務委託する場合は利用者の介護度をはじめ本人を取り巻く状況を把握し、また本人の意向を確認した上で適任と思われる居宅介護支援事業者に委託します。日頃から居宅介護支援事業者と連携を図り事業所の特徴や状況を把握し同一事業者に偏らないようにします。

利用者に対し共通の認識を持って関わっていけるように、担当者会議やケアプランの確認等の作業を通じて助言・支援、ケアプランにインフォーマルサービス等盛り込めるよう社会資源の情報提供をしていきます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

介護予防普及啓発として、ロコモ予防・口腔ケア・栄養講座のほか権利擁護関係の講座も盛り込み、高齢者全般を対象に実施します。担当圏域は南北に長いエリアのため、ケアプラザから遠い住民が参加しやすいようにケアプラザのほか地域の公共施設等も会場にして実施します。

地域で活動するグループや自主活動グループに対し、各グループに介護予防に関する出前講座を実施、介護予防への関心を高めるとともに活動継続できるように支援していきます。

運動系以外のサロン（折り紙教室）を継続して社会参加を促します。

散歩しながら地域を知りかつ交流の機会にもなるように、郷土の歴史を知り神社仏閣・史跡を巡る「地域巡り散策」を継続して実施します。

薬剤師会・医師会・民間事業所などの社会資源を活用して事業を進めます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

ケアマネジャー・福祉・医療の専門職が、地域のボランティア活動やインフォーマルサービス等の社会資源との連携が図れるよう、インフォーマル情報の周知を行います。特に新任ケアマネジャーが地域の社会資源を知る機会を確保するため、新任向けの研修で区内福祉事業所等への見学を積極的におこない、地域のことを身近に感じてもらえるようにします。5職種で連携して医療やインフォーマル情報を更新・提供し、利用を促進していきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

当居宅介護支援事業所の基本理念として、『利用者が住み慣れた地域で、自身の尊厳を持ち自立した生活が送れるように』利用者の視点に立ち、公正中立な支援計画を立案・実施してまいります。「地域ケアプラザ」という公の施設における事業提供としては、地域包括支援センターとの連携を密にし、要支援認定から要介護認定へ移行した方への切れ目ないサービス提供を心掛けています。当ケアプラザが担当している3地域は、それぞれの地域の特性の違いが大きいため、介護支援専門員としての専門性だけでなく、地域の情報にも重点を置いています。高齢、障害、一人暮らし、老々介護、生活困窮、外国籍など、複数の問題を抱えている方も少なくありません。いわゆる「困難」と言われるケースにも積極的に取り組み、それぞれの課題に合わせた、地域包括支援センター各職種との連携や民生委員・地域住民との連絡体制、場合によっては同行訪問を行います。また、介護予防事業や地域のサロン・講座など、幅広く情報収集することで、介護保険サービスのみにこだわらず、その人らしい生活が送れるよう、地域に密着した支援を行います。

地域内で活動する他事業所のケアマネジャーとも協力体制を築き、地域包括支援センターと共に、地域課題へ積極的に取り組んでいきます。

上飯田団地だけでなく、いちょう団地にも生活援助員派遣事業（LSA）が展開されます。今後も連携を強化することで、より地域の実情に沿った支援を行うことができると考えています。

「個人への支援」を通して、それぞれの地域の課題を地域包括支援センター等関係機関と共有し「地域への支援」に繋げ、誰もが住みやすい地域づくりを目指します。

(6) 通所介護等通所系サービス事業（いずみ野地域ケアプラザ以外）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

<記載場所> 担当：ディ

プログラム（サービス提供時間 9:50～16:00）

(予定時間)	(サービス提供内容)
9:50 ～	健康チェック（体調に関する聞き取り、体温・血圧・脈拍測定）
10:00 ～	入浴・機能訓練
12:05 ～	口腔体操
12:15 ～	昼食 ※昼食薬がある方は看護師の管理で飲んで頂く
13:00 ～	食後休憩・レクリエーション
14:20 ～	機能訓練
14:50 ～	レクリエーション
15:15 ～	おやつ
15:45 ～	帰宅準備
16:00	サービス提供終了

上記の他に、ご利用者のお宅までの送迎・体重測定・健康状態の記録管理・相談援助などを行っています。地域との連携を重視し、近隣の保育園との交流会や中学校のふれあい体験・サマースクールなどを積極的に受け入れ、色々な世代との交流が出来るようにしています。

【運営方針】

ご利用者が自分らしく自立した日常生活を送ること、ご利用者ご家族の身体的及び精神的負担の軽減をすることを目標に、常にご利用者の立場に立ち心身の特徴やニーズを踏まえ、有する能力に応じて心身機能の維持・回復を図ります。

出来る所はご自分で行なって頂き、出来ない所を援助していくように機能訓練や入浴・排泄・食事等の介助、その他日常生活上のサービスを提供します。

事業の実施に当たっては地域との連携を重視し、関係市町村保険者、居宅介護支援事業者、主治医、他の居宅サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する方々との密接な連携を図り、総合的なサービス提供を目指します。

【稼働率目標と目標達成するための具体策】

稼働率の目標は、一日の平均利用者数を 20 人にし、月間利用者数を 500 人に行なうことです。具体策として以下のことを行なっていきます。

利用中の些細な様子の変化でもケアマネジャーとご家族に電話や送迎時に口頭で報告し、また月に一回、各居宅介護支援事業所に利用実績と空き情報を同封し直接届けます。その際にデイサービスでの様子を詳細に伝え、信頼関係を築くことで新規利用者を紹介してもらえるようにします。そして利用者様の様々な事情にも臨機応変に対応し送迎時間や利用時間を工夫します。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

当施設は開所から 33 年が経過し、設備や機器の老朽化が進んでいます。これに伴い、修繕や新規入れ替えにかかる費用が増加しています。また、物価や人件費の高騰も影響し、経費全体が圧迫されている状況が続いております。しかし、上飯田団地といちょう団地という大規模団地を有する当施設にとって、介護や福祉サービスを必要とする方々への支援を一層強化することは重要な課題であり、特にデイサービスの充実に力を入れて、介護保険事業の更なる成長を目指していきます。

利用者サービスの質を向上させるため、必要な出費は同額であればより質の高いものを選定し、無駄な経費がないか常にチェックし、効率的な経費執行を徹底していくことを心がけます。今後も、地域の皆さんにとってより良いサービスを提供できるよう努めてまいります。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

利用料金の収支の活用について、介護保険事業による収入は、介護報酬改定や利用者の減少により厳しい状況が続いております。しかし、当施設は、人材育成とサービス向上を図り、地域のみなさまや事業者との信頼関係を築くことで、安定的な利用者確保と経営を目指します。定期的に収支状況を把握し、経営状況を適切に管理します。

運営費の効率性については、設備点検保守業者などとの契約内容を定期的に見直し、より有利な条件のもと効率的な運営費の執行に努めます。また、備品や消耗品についても、適切な在庫管理を行い、無駄な発注や廃棄を減らし経費削減に努めます。年間を通して節電に努め、施設の省エネルギー化の推進とともに経費削減に取り組みます。

様式イー①

**指定管理料提案書
(横浜市上飯田地域ケアプラザ)**

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□					
事業費	自主事業費		□					
事務費	消耗品、印刷製本、通信費、施設 賠償保険等		□	4,950,000円	4,970,000円	4,970,000円	4,990,000円	4,990,000円
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)		□	4,200,000円	4,220,000円	4,240,000円	4,240,000円	4,240,000円
小破修繕費	・小破修繕費 474,000円			474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>			0円	0円	0円	0円	0円
施設使用料相当額				-851,000円	-851,000円	-851,000円	-851,000円	-851,000円
合計				21,203,000円	21,203,000円	21,203,000円	21,203,000円	21,203,000円
				うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域
ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□					
事業費	自主事業費		□					
事務費	消耗品、印刷製本、通信費、リース料等		□	2,386,700円	2,332,500円	2,257,375円	2,172,350円	2,156,025円
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)		□	1,055,000円	1,000,000円	1,000,000円	950,000円	850,000円
小破修繕費	・小破修繕費 126,000円		/	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力匠	・協力匠 630,000円		/	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		/	0円	0円	0円	0円	0円
合計				26,025,000円	26,025,000円	26,025,000円	26,025,000円	26,025,000円
				うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)
+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	□				
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□				
事業費	自主事業費	□					
事務費	消耗品、印刷製本、通信費	□	330,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合 は記載してください。>	/	0円	0円	0円	0円	0円
合計			6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
うち団体本部経費			0円	0円	0円	0円	0円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	消耗品、講師料、ボランティア保 険料	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計			154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費			0円	0円	0円	0円	0円

様式イー②

収支予算書
(横浜市上飯田地域ケアプラザ)

項目		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	21,203,000円	21,203,000円	21,203,000円	21,203,000円	21,203,000円
	地域包括支援 センター運営事業	26,025,000円	26,025,000円	26,025,000円	26,025,000円	26,025,000円
	生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
	一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
		53,567,000円	53,567,000円	53,567,000円	53,567,000円	53,567,000円
収入 介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	5,400,000円	5,400,000円	5,400,000円	5,400,000円	5,400,000円
	居宅介護支援事業	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円
	通所系 サービス事業	47,000,000円	47,050,000円	47,080,000円	47,100,000円	47,120,000円
		62,400,000円	62,450,000円	62,480,000円	62,500,000円	62,520,000円
	その他収入	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円
		116,037,000円	116,087,000円	116,117,000円	116,137,000円	116,157,000円
支出 内訳	人件費	70,677,000円	71,383,000円	72,096,000円	72,817,000円	73,545,000円
	事業費	11,321,000円	10,555,000円	9,842,000円	9,041,000円	8,333,000円
	事務費	24,000,000円	24,100,000円	24,100,000円	24,200,000円	24,200,000円
	管理費	9,660,000円	9,670,000円	9,700,000円	9,700,000円	9,700,000円
	その他	379,000円	379,000円	379,000円	379,000円	379,000円
		116,037,000円	116,087,000円	116,117,000円	116,137,000円	116,157,000円
	うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円	0円
	収支	0円	0円	0円	0円	0円

様式イー③

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市上飯田地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数
(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
	配置予定人数	1.7200人	1.7200人	1.7000人	1.7000人	1.7000人
	②	基礎単価	0円	0円	0円	0円
臨時 雇用 職員等	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	③	基礎単価	0円	0円	0円	0円
	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
	配置予定人数	0.3000人	0.3000人	0.3000人	0.3000人	0.3000人
	②	基礎単価	0円	0円	0円	0円
臨時 雇用 職員等	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	③	基礎単価	0円	0円	0円	0円
	配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.2000人	1.2000人	1.1800人	1.1600人	1.1500人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

現状の職員配置をベースに人員配置を考えましたが、指定管理料上限から必要経費を除くと上記人数しか計上できません。
特に包括につきましては、単身独居生活保護世帯が多く、現在正社員4名臨時職員1.7名で対応しておりますので、上記配置では対応しきれない懸念しております。